

澁川市が発注する契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格等

平成18年2月20日

告示第7号

澁川市が発注する建設工事の請負契約、測量、建設コンサルタント業務等の委託契約並びに物品の購入及び物品の製造契約並びにその他の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格に係る基本となるべき事項並びに一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者の申請の時期及び方法等について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、次のとおり定める。

第1 一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）参加者の資格に係る基本となるべき事項

1 建設工事の請負契約

競争入札に参加する者に必要な資格は、次に掲げる事項について審査を行い、その結果を総合勘案して契約の種類及び工事等の種類によって区分し、更に必要に応じて等級に格付し、これを発注の基準とする設計金額と対応させて定める。

(1) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）

第3条第1項本文の規定により建設業の許可を受けた者であること。

(2) 法第27条の29第1項に規定する総合評定値による客観的事項の審査を受けた者であること。

(3) 審査事項

客観的事項（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第3項の規定により国土交通大臣が定める審査の項目）及び主観的事項

2 測量、建設コンサルタント業務等の委託契約

競争入札に参加できる者は、次に掲げる事項について審査を行い、その結果を総合的に勘案して定める。

- (1) 審査基準日の直近2営業年度の業種区分ごとの年間平均実績高
- (2) 審査基準日の直前の営業年度の決算における自己資本額
- (3) 審査基準日における業種区分ごとの有資格者の数
- (4) 審査基準日までの営業年数

3 物品の購入及び物品の製造契約並びにその他の契約（以下「物品の購入等の契約」という。）

競争入札に参加することができる者（以下「資格者」という。）は、次の各号に定める審査項目について審査を受け、物品の購入等の契約の種類及び金額に応じて資格を有する者とする。

(1) 経営内容

審査基準日の直前2年間の各事業年度（個人にあっては各年）における物品の生産又は販売について算出した年平均の生産額又は、販売額

(2) 経営規模

ア 審査基準日の直前の事業年度（個人にあっては年）の決算（以下「直前決算」という。）における自己資本金額（法人にあっては、払込資本金額に積立金、準備金及び繰越金の額を加えた額とし、個人にあっては、次の年に繰越した純資本金の額とする。）

イ 審査基準日における従業員数

ウ 物品の製造に係る事業を営んでいる者（個人にあっては、直前決算における機械設備等の額（機械装置類・運搬具類・工具及びその他備品の合計額）

(3) 経営状況

ア 直前決算における流動比率（流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表わしたもの）

イ 審査基準日の前日までの営業年数

第2 競争入札参加資格の審査申請の方法、時期等

1 入札参加資格審査を受けようとする者は、電子情報処理組織（市長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。））と申請者の使

用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用した入札参加申請(以下「電子申請」という。)を市長に行うものとする。

2 電子申請の時期は、次のとおりとする。

平成18年度を起算年度として、隔年10月1日から3月31日までの間で市長が指定した日。ただし、当該期間以外に別途期間を定めて電子申請を受け付けることがある。

3 添付書類

電子申請に係る添付書類は、別表に掲げるところによる。ただし、市長が必要と認めたときは、別表に掲げるもののほか必要な書類を添付させることができる。

なお、添付書類の提出先は、縣市町村共通のものについては、前橋市大手町一丁目1番1号群馬県庁県土整備部建設企画課内 群馬県CALS/EC市町村推進協議会とし、市独自のものについては、渋川市石原80番地渋川市総務部契約管理課とする。

4 電子申請に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

5 電子申請に使用することができる漢字

JIS第1水準及び第2水準とし、申請内容においてこれら以外の漢字を使用している場合は、使用することができる他の漢字又はカタカナに置き換えるものとする。

6 電子申請内容の変更の届出

電子申請後、その内容に変更があったときは、遅滞なく、電子情報処理組織を使用して市長に届け出るとともに、当該変更に係る添付書類を第2第3項に準じて提出しなければならない。

第3 入札参加資格の有効期間

- 1 当該審査を実施した年の4月1日から2年間。ただし、随時審査(第2第2項ただし書の電子申請に基づく資格審査をいう。)により認定された入札参加資格の有効期間は、当該入札参加資格の認定の日から次期

の定期の入札参加資格の認定の日まで

- 2 市長は、1の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、当該有効期間を変更することができる。

第4 入札参加資格の取消し等

競争入札に参加しようとする者又は現に競争入札に参加する資格を有する者が、次に掲げる事項のいずれかに該当するとき、又は該当するに至ったときは、その申請を却下し、又はその資格を取り消し、若しくは相当の期間、資格を停止することがある。

- 1 申請内容又は添付書類の記載事項を故意に偽ったとき。
- 2 建設工事において、法第29条の規定により、建設業者の許可を取り消されたとき。
- 3 令第167条の4に規定する次の事項に該当したとき。
 - (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者
 - (2) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (3) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (4) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (6) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (7) (2)から(6)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

附 則

この告示は、平成18年2月20日から施行する。

附 則（平成19年9月30日告示119号）

この告示は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日告示81号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月29日告示30号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表

入札参加申請書及び添付書類

1 建設工事関係

番号	種別	様式等
1	工事経歴書	建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）様式第2号の2
2	技術職員名簿	建設業法施行規則様式第25号の11 別紙2
3	納税証明書	発行官公庁の定めた様式
4	登記事項証明書（法人の場合）又は 身分証明書（個人の場合）	発行官公庁の定めた様式
5	委任状	委任者及び受任者の氏名並びに委任内容を記載したもの

2 調査、測量及びコンサルタント関係

番号	種別	様式等
1	登録証明書等	発行官公庁の定めた様式
2	測量等実績調書	群馬県様式
3	技術者経歴書	群馬県様式
4	納税証明書	発行官公庁の定めた様式
5	登記事項証明書（法人の場合）又は 身分証明書（個人の場合）	発行官公庁の定めた様式
6	財務諸表類	任意の様式

7	委任状	委任者及び受任者の氏名並びに委任内容を記載したもの
---	-----	---------------------------

3 物品の製造又は買入関係

番号	種別	様式等
1	納税証明書	発行官公庁の定めた様式
2	登記事項証明書（法人の場合）又は 身分証明書（個人の場合）	発行官公庁の定めた様式
3	財務諸表類	任意の様式
4	営業に必要な証明書等	発行官公庁の定めた様式
5	委任状	委任者及び受任者の氏名並びに委任内容を記載したもの